

### 平成30年度「次世代省エネ建材支援事業」の二次公募について

**NEW 次世代省エネ建材支援事業**  
二次公募、開始しました！ 公募期間 平成30年8月1日(水)～9月14日(金)

より申請しやすくなりました！

ポイント 1 補助対象製品の組み合わせ自由度アップ

**「導入必須の製品」**

1住戸のうち外気に接する1部屋の1層に導入OK!

※補助対象費について、断熱パネル、潜熱蓄熱建材(導入必須の製品)の導入割合の条件を変更し、居室や浴室・洗面・更衣所・台所等の外気に接する床・壁・天井のいずれか一面に施工します。

**「任意製品」**

①「導入必須の製品」の条件を満たせば、他の居室等に導入する任意製品も補助対象に！  
②任意製品に「断熱材」が追加されました！

※施工の要件について、1住戸のうち、居室・水回り等に導入必須の製品(断熱パネル又は潜熱蓄熱建材)を施工すれば、他の居室等への任意製品(断熱材、窓、玄関ドア、ガラス、換気建材)の導入も可能となります。

※「任意製品」に断熱リノベ事業に登録されているA種0.022以下(D1グレード)の断熱材を追加します。なお、D1グレードの断熱材可能部位は床、天井のみとし、施工方法は床下、天井裏からの施工となります。

いづれかひとつから申請OK!

断熱パネル 潜熱蓄熱建材 断熱材 窓<sup>※</sup> 玄関ドア ガラス 換気建材

※A種以上は工内断熱材の導入に該当

補助対象について

住宅区分	戸建住宅	集合住宅	補助率	補助対象費用の 1/2 以内
補助対象となる申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人の所有者又は、個人の所有予定者</li> <li>●賃貸住宅の所有者(個人・法人どちらでも可)</li> </ul>		補助金額(上限金額)	戸建住宅 1住戸当たり <b>200万円*</b>
事業内容	短工期で施工可能な高性能断熱パネルや潜熱蓄熱建材、調湿建材等の付加価値を有する省エネ建材を用いた住宅の断熱リフォーム事業			集合住宅 1住戸当たり <b>125万円*</b>

※下限金額：1住戸当たり20万円

スケジュールと申請の流れ

二次公募期間 8月1日(水)～9月14日(金) | 審査期間(随時採択) | 工事期間 12月14日(金) 実績報告書提出期限

二次公募の情報が公開されましたので、ご案内いたします。  
**公募期間：平成30年8月1日(水)～9月14日(金)17時必着**  
**事業規模：約4億円**  
 ※公募方法が採択式から先着順に変わりました。

情報提供：環境共創イニシアチブ

### H30年度版地方公共団体における「住宅リフォーム支援制度検索サイト」

◎お住まいの市区町村から探す (地図をクリック)

都道府県をクリックすると市区町村ごとの支援制度が検索できます。

◎制度内容で探す

※未選択の場合は、すべての条件が抽出されます。

支援分類

- ①耐震化
- ②バリアフリー化
- ③省エネルギー化
- ④環境対策
- ⑤防災対策
- ⑥同居対応
- ⑦その他

支援方法

- ①補助
- ②融資
- ③利子補給
- ④専門家等派遣
- ⑤その他

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会は、平成30年度版地方公共団体における「住宅リフォーム支援制度検索サイト」を公開しました。

<http://www.j-reform.com/reform-support/>

情報提供：住宅リフォーム推進協議会

### 改正宅建業法施行で不安かかえる不動産会社



戸建て住宅の地盤調査・建物検査などを提供するジャパンホームシールドは、4月に改正された宅地建物取引業法の建物状況調査について、同社に寄せられた約250件の問い合わせなどを集計し傾向をまとめた。

問い合わせの約半数が「調査・報告書内容」に関する事だった。約2割が「かし保証」などに関する事。同社はこの結果から、いまだ多くの不動産会社が建物状況調査の実務に不安を抱えているとしている。

4月に施行された宅地建物取引業法では、宅建業者に対し媒介依頼者への建物状況調査の制度説明や希望に応じた検査事業者の斡旋などが義務付けられた。

情報提供：新建ハウジング